

[事案 24-10] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に契約を勝手に転換されたとして、転換契約の無効（転換前契約への復旧）を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 59 年に加入した終身保険について、平成 4 年 12 月に、「保険料を 2 万円程度にすることで入院給付日額を 5 千円から 1 万円に変更すること」を希望したところ、当該変更が可能であるとの募集人の話を受けて、指示に従い、保険証券と印鑑を送った。その結果、事前の内容説明等も自分の同意もなく、勝手に転換による定期保険特約付終身保険が成立し、新保険証券が送られてきた。転換時の申込書には見覚えがなく、署名は自分のものとは異なるし、嘱託医の下で加入診査を受診したことなどない。転換契約を無効にし、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人に事情を確認した結果、契約締結から既に 20 年近くが経過していることもあり、本件契約に係る募集経緯についてはほぼ記憶にないとのことであった。仮に申立人に「保険証券と印鑑を送る」との通常では考えられないような不適切な取扱いを指示したのが事実であれば、そのことを記憶していないとは考えにくく、かかる事実はなかったものと考えられる。
- (2) 記録として保管されている申込手続時書類一式の筆跡を見る限り、申立人の筆跡と酷似していると判断され、また、手続に際して申立人は自ら嘱託医に赴いて保険加入診査を受診していることが確認可能である。
- (3) 本契約は既に 20 年近くも継続し、また保険給付等実質的に保障してきており、仮に無権代理契約であったとしても、申立人による追認があったと判断される。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、「転換は募集人の無権代理によりなされたものであり、その追認を拒絶し、本件転換の無効を主張するもの」と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 保険証券はともかく、悪用されると深刻な事態を引き起こしかねない「印鑑」のような重要な物品を、他人（募集人）に対して送付するという行為は、通常人の行為としては不自然な行為と思われる。しかも、印鑑のような重要な物品を募集人に預けたのであれば、募集人から、預り証等を取り付けたり、後日、印鑑の返還を求めるはずだが、そのような事実は窺われない。

- (2)①転換後契約について嘱託医による検診書が作成されていること、②申立人が、平成7年、12年、18年に計3回、入院給付金の支払を受けていること、③平成14年には受取人変更請求や契約更新請求を行っていること、④本件転換当時の申立人の年齢が40代であり正常な判断能力が具わっていたと思われることも総合考慮すると、申立人の無権代理の主張を直ちに信用することはできない。なお、上記②及び③の事実は、仮に本件転換が募集人の無権代理によりなされたものであるとしても、申立人においてこれを追認（民法113条、116条）したものと評価することもできる。
- (3)確かに、関係書類の一部に申立人の筆跡によるものではないと思われる記載があること（ただし、法律的には代筆も許されるから、これが直ちに本件転換を無効とするものではない。）等、未解明の問題は残るが、今から20年近く前の事実関係を認定することは不可能であるし、これらの未解明の問題があっても、前述の判断には影響はない。

【参考】

民法113条（無権代理）

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

民法116条（無権代理行為の追認）

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。